

## 令和7年 神奈川県議会 第2回定例会 厚生常任委員会

令和7年5月16日

### ◆鈴木ひでし委員

素朴な疑問を何点か聞かせてもらっていい。一つは、このお子さんと親と、そして親権者である方がいらっしゃる、三者の関係だよね。その中で、親と子の、個人情報に関わるから言えないのかもしれないけれども、親とこの親権者というのは同居されているの。言っている意味が分かるか。要はそれなりの理由があるのでしょう。例えば、もし同居されていないのであるならば、話が大分違ってくるんじゃないのかと私は思ったわけだよ。分かる、言っていること。例えば、DVだとか何とかとあるのだったら、当然、親から親権が移っていらっしゃるのでしょうから、それなりの大きな事件がいろいろあったのでしょう。だけれども、具体的に親権者であるその方というの、ここから離れている者であるならば、違う意味での安全な場所とは言わないけれども、話はまた大分違ってくるだろう。これはどうなの。

### ◎子ども家庭課長

まず、この当該のお子さんと実の親御さんについては、もともともちろん同居されていた状況で、そこで不適切な関わりがあったというようなところがあります。その上で、後に親権者が親族の方に代わられるのですが、その親族の方は比較的近いところにはいらっしゃいましたけれども別の世帯として生活をされていた、日々の交流はあった方になりますけれども、そういう状況で親権者が変更になっております。今現在は、まだ交流がないというような状況が続いております。

### ◆鈴木ひでし委員

そうであるならば、私は、前々からこの委員会でもって言って、具体的に進めていただいている当人の声を聞くというのは、あなたは何をしたの。そして、子供さん自体は、私は何歳か存じ上げないのでけれども、それなりの年齢であるならば、当然、解釈というのはしっかりとできるような年代だったとしたら、この話というのは申し訳ないけれども、児相と親権者だ親だなんていう問題ではないだろう。物心ついているようなお子さんがどのような形にしたいのかという、この子の将来ということが、まずきちんと示されなければならない。どうしたいからこうなんだ。でも、そのお子さん自体がこうしたいんだというようなものを、私の言っていることがもし、例えば幼少の方とか何とかだったら、私はこれ以上質問しないけれども、まあまあそれなりの年齢の方だったとしたら、あなた方のやっていることというのは、確かに児相対親権者は親となっているけれども、真ん中に入っているお子さんというのはどうなるんだと、また、この子の将来はどうなるんだよ、これから先、どうしたいのというようなものが前提になかったならば、やみくもに裁判だ、ああだこうだというようなことをやることというのは本当にいいことなのかと俺は思ったのだよ。あなた方は子供の声を聞くと一生懸命やってくれたんだろう、その部分というのはどうだったの、鎌倉の児相さん

は。

#### ◎子ども家庭課長

まず、このお子さんについては、ある程度、今の自分の置かれている環境ですか状況がきちんと理解できるお子さん、そういった年齢のお子さんになります。その上で、親御さんと児童相談所が訴訟というような状況になっているということも、説明をして承知をしております。それで本人も不安に思う部分もございますけれども、本人の意向も聞きながら、今の状況もきちんとお伝えしながら、一緒に考えていくというようなことは、児童相談所のほうでも取り組んでおります。本人の意向をまず確認しながら、親御さんとのやり取りもしっかりとしていくといった、そういった対応を、児童相談所のほうでは行っています。

#### ◆鈴木ひでし委員

だけれども課長さん、親権者である、どなたか知らないけれども、親族の方自体だって、先ほど先行会派の方も言っていたけれども、どういうお手紙を出したのか、それはもう通信の秘密だからそれはないだろうけれども、万が一、本当は励まし等々があったのだったとしたら、この子にとっての本来だったら支えになっていたかもしれない。それは私も分からぬ。だけれども、まずはお子さんの立場というようなものをあなた方が、簡単に課長は児相としてそうやって対応していますけれども、あなたは見たわけでも何でもないのだろうから、そういうような一つの角度というようなものを持って、少しやってもらいたいと私は思うんだよ。というのは、私自身だってこの委員会でも話したけれども、私は児相に入れられたお子さん、お母様のめちゃくちゃ激しいところに出くわして、刃物を持って出てきました。そういう中でいくと、一概にただただDVだからというようなことではないかも分かりません、理由は。だけれども、そのお子さんに合ったものというのを、本当にきちんとお母さん等々にも話してさしあげないといけない時代が来たのかなというのが1点なので、それだけぜひともお願いしますよ。今さらこれ結果が出ることはない、うだうだ言ってもしようがないけれども。

2点目、今聞いてると、こういう事案もそこそこあるのだと、こういうのが起った場合の指針なり指標というのは何か持ていらっしゃるの、児相で、こういう事件の。

#### ◎子ども家庭課長

今回のように訴訟を起こされるというようなことがあった場合については、今、児童相談所のほうに嘱託の弁護士を配置させていただいておりますので、法律的な見地も頂きながら確実な対応、間違いないような対応というのを心がけてやっているところです。

#### ◆鈴木ひでし委員

それは、あなたは一応そういう仕事としてやっているからそういう話なんだよ。私が心配しているのは、ある意味ではカテゴリーがあるだろうよ、細かなマ

クロの、こういうような対応があるあると幾つか例としてあるだろうから、そんなのせめて県として、それなりの対応の仕方みたいなものを分かりやすく明示してやることも私は必要だと思いますので、ぜひとも御検討を頼みますよ。

最後は、これ裁判をやって勝てるという根拠は何があるの。勝てる根拠は何よ、控訴したのだろう。勝てる根拠は何。

#### ◎子ども家庭課長

先ほどもお答えさせていただいたのですけれども、控訴を判断する経過の中で、嘱託の弁護士と十分相談させていただく中で、県として主張すべき余地があると、その具体的なところでいいますと、児童相談所の行った行為の捉え方の部分ですとか、行政手続上での適応の仕方というところに主張すべき余地があるというようなアドバイスを頂いておりましたので、そうしたところで控訴させていただくという判断をさせていただいております。

#### ◆鈴木ひでし委員

課長さんもそういう答弁しかできないだろうけれども、せめて、もうちょっとあなた方もいろいろ現場の感覚として、弁護士だ第三者だとかに年がら年中任せないで、何か考えた形でだからこうだというようなものをしっかりと持てよ、基本的に。何か起これば第三者だ、やれ弁護士だと出てくる、あんた方の仕事だろうよ、これ。その指針というのをきちんと出さなければ、こういうようなことを毎回毎回そういう事務的なことで終わっていいのか。情とかそういうのがしっかりあるのがあなた方の仕事なのだろうよ、そこに、そういうのが感じられないんだよ、全然、こうだからああだと、だから質問させてもらったんだよ。今さら反対も何もないよ、ないけれども、当然、複雑なことをやっていただいて私も頭が下がる思いです、児相の方々には。だけれども、そこに行政としての、例えば弁護士だ、やれ第三者だという中にきちんと血の通ったような情というものがなかったならば、行政は本当に見捨てられていくよ、これから、何やっていたんだという話だよ。そういう話もあることを、決してそれはあなた方が悪いと言っているのではない、そういうものを持って見ていただかないと、こういう事件というのはこれからもっともっと出てきて、基本的にはどういう見方をしたんだ、どういうふうな対処の仕方になったんだ、そこに行政として、どういう例えば人間としての扱いをしたのかというようなことになっていきますよ。今、一連で起こっている事件はみんなそうじゃないですか。もう一度また見て、よろしくお願ひしたいと思います。